

# 耐震改修住宅に係る固定資産税減額措置申請について

令和8年3月31日までに、耐震改修工事が行われた住宅について、家屋の固定資産税が翌年度から減額されます。（都市計画税については減額されません）減額要件は以下のとおりとなります。申告書と添付書類を税務課資産税係まで提出してください。

## （１）住宅要件

昭和57年1月1日以前から所在する住宅

（併用住宅の場合、改修後の居住用部分の床面積の割合が2分の1以上であること）

## （２）対象となる耐震改修工事

①現行の耐震基準に適合する耐震改修であること

②耐震改修工事費用が50万円を超えていること

## （３）申請期間 改修工事完了日から3か月以内

## （４）減額の内容

改修工事対象家屋について、翌年度の固定資産税の2分の1が減額されます。

（長期優良住宅の認定を受けた改修の場合は、3分の2が減額されます。）

※1戸あたり120㎡相当分までが限度になります。

※省エネ及びバリアフリー改修工事に対する減額措置と同時に適用できません。

※通行障害既存耐震不適格建築物の場合、減額期間が2年間となります。

## （６）添付書類

①改修工事費用の領収書

②増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書

③長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類（該当する場合のみ）

## （７）その他

- ・必要に応じて、職員が現地調査を行うことがあります。
- ・個人番号等の届出について、詳しくは別紙「個人番号・法人番号の取扱いについて」を参照してください。

問い合わせ先  
渋川市役所 税務課 資産税係  
住所：〒377-8501 渋川市石原80番地  
電話：0279-22-2189（直通）